

## 論文の内容の要旨

論文題目 キリシタン時代における婚姻問題の研究  
氏 名 安 廷 苑

本稿は、十六・十七世紀の東アジアにおけるカトリック教会の婚姻問題に焦点を合わせた研究である。大航海時代に東アジアに到来したキリシタン宣教師たちは、ヨーロッパ本国とは異なる様々な価値観に直面することとなる。とりわけ、当時の日本や中国における婚姻は、蓄妾や離婚が一般的に見られるように、カトリック教会の婚姻観とは真っ向から対立するものであった。カトリックの教会法では婚姻の単一性と不解消性を原則としているので、一夫多妻制と離婚は厳しく禁止されている。たとえ異教徒間の婚姻関係であったとしても、カトリック教会は有効な婚姻であると見なしていたので、離婚歴のある未信者は改宗に際しては教会法によって最初の婚姻関係に戻るべきであると同時に、最初の結婚相手の生存中に再婚は原則的に許されないことであった。さらに、正規の配偶者以外に妾を持つことは、カトリック教会では断固として禁じられていたのである。本稿では、キリシタン宣教師たちが東アジアの婚姻に対して教会法と現地の社会との間で解決策を模索していった過程とその内容について、イエズス会の史料を中心として考察を行なった。

本稿は全五章から構成されている。第一章から第三章まででは日本の婚姻問題について取り上げており、第四章と第五章では中国の婚姻問題について取り上げている。

第一章「イエズス会巡察師ヴァリニャーノによる日本の婚姻問題に関する諮問要請」で

は、東インド巡察師アレッシャンドロ・ヴァリニャーノの見解を中心に日本の婚姻問題を取り上げた。一五九二年、彼はヨーロッパの諸大学に婚姻問題を含めた倫理上の諸問題を諮問した。この諮問に対しては、スペインの著名な神学者ガブリエル・バスケスの回答が伝存している。彼の回答は、イエズス会総長や枢機卿会議で承認され、最終的にローマ教皇の承認を得ている。神学者バスケスの回答は一五九五年に提出され、その後日本にもたらされた。イエズス会総長とローマ教皇によって承認された彼の回答は、日本布教に対するカトリック教会の公式見解の一つとして日本の宣教師たちにとっては当面する諸問題の解決策となり得るものであった。その一方で、日本のイエズス会宣教師たちはヴァリニャーノを中心にして、諮問の結果が提示される以前からカトリック教会の婚姻の教理を日本社会の現状に適應させて拡大解釈させる方法を採用し、それをすでに実践していた。彼らは布教を円滑に行なうために日本人の離婚を認め、キリスト教徒と異教徒との婚姻を黙認していた。しかも、彼らはトリエント公会議の婚姻に関する採決を日本では適用しないことさえ望んでいた。彼らは最終的にローマ教皇による特免の発布をもって、婚姻問題が解決されることを望んでいた。ヴァリニャーノの諮問は、従来断片的に議論されていた日本人の婚姻問題を理論的に再構築したものとして重要な意味を持っている。

第二章「ヴァリニャーノ以前の日本の婚姻問題をめぐる諸事例—アジュダ図書館所蔵の婚姻問題に関する史料の分析—」では、アジュダ図書館所蔵の写本を中心に、ヴァリニャーノ以前に存在した日本人の婚姻問題に対する教会の諸見解を考察した。ヴァリニャーノの諮問に先立ち一五六〇年代に提示された、イエズス会インド管区長クアドロスと神学者ロドリゲス、司教カルネイロ、そしてマルティンスと思われる日本司教の回答は、その後の婚姻問題に関する議論において基本的な枠組みを形成したと思われる。この時点で、彼らは日本の婚姻問題に対して慎重な態度を示しており、彼らが示した婚姻問題の議論の枠組みはその後日本の婚姻問題をめぐるヴァリニャーノの見解に繋がっていたと考えられる。しかしクアドロス、ロドリゲス、カルネイロ、そしてマルティンスが提示した回答は、日本の婚姻問題に対する最終的な解決策にはならなかった。彼らの解決策はいずれも、異宗婚姻と離婚問題を同時に解決することができなかつたのである。日本のイエズス会は、日本人の離婚を正当化して改宗者を出す方針で質問している。質問者は、日本人の婚姻が無効であると見なすことによって離婚問題を解決しようとした。しかし、クアドロス以下、回答者は日本人の婚姻が有効であるという見解を示すに留まったのである。日本人の婚姻は、一方が改宗した時点で異宗婚姻となってしまう。異宗婚姻が有効であるとするならば、

一方の改宗後も婚姻関係は持続させることが可能になるが、一方で、離婚歴のある者が改宗した場合、過去の離婚が異宗を理由に正当化できなくなってしまう。マルティンスと推定される日本司教が、条件付きではあるが、現状追認の形で日本人の離婚を容認する可能性を示しているのは、離婚問題を解決するための苦渋の選択であったように思われる。

第三章「禁教令下における日本司教セルケイラの特免」では、イエズス会の巡察師であったヴァリニャーノとは異なり、カトリック教会の公職である日本司教の立場にあったセルケイラが、一六一二年に日本司教の権限によって日本地域に与えようとした婚姻に関する特免について考察した。イエズス会だけでなく、ローマカトリック教会から日本教会の最高責任者として派遣された日本司教が、布教現場の日本で婚姻問題の解決法を実践的に提示している。日本司教セルケイラの登場と、一六〇五年の彼による教理書の刊行は、日本の婚姻問題に関するヴァリニャーノの方針を実施する上で、大きな後押しとなったはずである。実際、セルケイラは布教現場で実施できる婚姻の特免を一六一二年付で日本地域を対象に発布している。教会法に精通したセルケイラの婚姻問題に対する解決法は、トリエント公会議の規定を尊重しつつも日本布教における巡察師ヴァリニャーノの努力を継承したものであった。それは、実際に有効な一つの原則を形成したものであったと言えよう。

第四章「ディアスの報告書から見る中国教会における婚姻問題」では、マカオ・コレジオ院長を務めていたマヌエル・ディアスが一六〇〇年に作成した中国の婚姻問題に関する報告書を分析し、中国の婚姻問題を考察した。ディアスは、離婚歴のある中国人の改宗や妾の問題などを詳細に報告しており、当時の中国の婚姻事情について正確な認識のもとでこの報告書を作成したと思われる。その特徴として、異教徒の受洗に際する婚姻問題との関わりが焦点になっていることが指摘できる。それによって、例えば、すでにキリスト教徒となっている者が未信者と結婚する異宗婚姻の問題や、婚姻挙行の際にトリエント公会議の採決に従う問題などには言及されていない。それは中国布教の初期段階において、ディアスはあくまでもこれからキリスト教へ改宗しようとする者を想定して議論を進めていたためと思われる。また、日本とは違って、妾の問題が大きく取り上げられている点も、中国社会の婚姻事情を反映している。ディアスの見解を一五九二年にヴァリニャーノが提議した日本の婚姻問題の議論と比較すると、異宗婚姻に対する認識の相違などが見られながらも、布教地の地域的特殊性を考慮して柔軟な姿勢で解決策を求めようとする点では一致している。こうした努力は、イエズス会内部では日本や中国などの布教地において、少なくとも十六世紀から十七世紀までいわば底流として繋がっていたものと思われる。

第五章「教理書『聖事禮典』による中国教会の婚姻儀礼」では、一六七五年にイエズス会士ルイス・ブリオ（漢名：利類思）が北京において出版した中国語の教理書『聖事禮典』における婚姻関係記事の分析を行なった。同書と日本司教セルケイラ編『サカラメンタ提要』を比較検討することによって、中国カトリック教会において成立した婚姻の教理の内容と特徴を明らかにすることを試みた。両書の内容を比較すると、ブリオは『サカラメンタ提要』を参照し、その内容を簡略化したものと思われる。彼は宣教師という立場から中国布教に必要なものだけをまとめており、ラテン語の習得が困難な中国人司祭を考慮して中国語で執筆した。『聖事禮典』は『サカラメンタ提要』の内容を継承し、ヨーロッパの典礼書には見られない『サカラメンタ提要』独自の条文を取り入れながらも、一方では中国の事情を考慮し、例えばトリエント公会議の重要教令であるタメットシ教令の内容などは省略している。カトリック教会の婚姻問題に対して、日本布教で見られたヴァリニャーノなどによる布教方針が、日本司教セルケイラの『サカラメンタ提要』で教理書という形式で集約された上に、中国布教においても『聖事禮典』に継承されていったと言える。

日本の婚姻問題に関するイエズス会内の見解は、一五六〇年代にクアドロスやロドリゲスによって基本的な枠組みが形成され、一五九二年にヴァリニャーノによってその解決に向けた議論の形が確立された。ヴァリニャーノは、異宗婚姻の問題と離婚の問題を切り離して論ずることによって、日本人の婚姻が無効であることを立証し、婚姻問題を解決するための突破口を開くことに初めて成功した。クアドロスとロドリゲスに始まる婚姻問題に関する一連の史料については、遺された史料がその後参照され、布教活動に用いられていた可能性も考えられる。東アジアのカトリック教会における婚姻問題に対しては、ヴァリニャーノに代表されるカトリック教会内では例外的かつ革新的とも言える解決策が、続いて軌道に乗っていく中国の布教方針にまで継承されていったと思われる。彼らの見解は、日本と中国にその適用が限定された例外措置であったと言える。